

# 長野県共生社会づくり調整委員会 次第

日 時：令和7年10月22日（水）10:30～12:00

場 所：長野県庁 議会増築棟 第2特別会議室  
(オンライン併用)

1 開 会

2 あいさつ

3 委員自己紹介

4 会議事項

（1）調整委員会の運営について

（2）障がい者差別解消のための取組について

ア 広報啓発の実施状況

イ 差別解消相談窓口における相談対応状況

ウ 相談対応事例

（3）その他

5 閉 会

# 障がいのある人も共に生きる長野県づくり条例（概要）

## 障がい者支援課

### 1 制定の趣旨

障がいを理由とする差別の解消については、障害者差別解消法の施行を契機として、長野県でも、障がい者差別解消推進員の配置や、県民への啓発活動等に取り組んできたが、障がいを理由とする生きづらさを感じる当事者の声が多く寄せられていた。

このため、県が取り組むべき基本的施策や、障がいを理由とする差別を解消するためのあっせん制度の創設等を内容とする条例を制定することにより、障がいのある人に対する差別をなくし、相互に人格と個性を尊重し合う社会を目指すための新たな仕組みを作るものである。

### 2 目的

障がいのある人の自立及び社会参加に向けた取組等の推進に関し  
 ・基本理念を定める。  
 ・県の責務等を明らかにする。  
 ・障がいのある人の自立及び社会参加に向けた取組等に関する施策の基本となる事項を定める。

障がいのある人の自立及び社会参加に向けた取組等に関する施策を総合的かつ計画的に推進する。

全ての県民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら、支え合い、活かし合う社会の実現に寄与する。

### 3 基本理念

- (1) 全ての県民は、基本的人権を享有する個人として尊重されること。
- (2) 全ての県民は、自らの意思によってあらゆる分野の活動に参加する機会が確保されること。
- (3) 全ての県民は、どこで誰とどのように生活するかについて選択する機会が確保されること。
- (4) 全ての障がいのある人は、意思疎通及び情報の取得、利用、発信の手段について選択の機会が確保されること。
- (5) 全ての障がいのある人は、障がいに加え、その他の要因が複合することで特に困難な状況に置かれる場合においては、状況に応じた配慮がなされること。
- (6) 県外から訪れる障がいのある人に対しても、状況に応じた配慮がなされること。
- (7) 全ての県民は、幼児期から障がい等に対する理解を深める機会の拡大が図られること。

### 4 責務及び役割

区分	内容
県の責務	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障がい等に関する施策を総合的かつ計画的に策定し、実施する。</li> <li>・施策策定に当たり、障がいのある人等の意見を反映させるよう努める。</li> <li>・県民、事業者が行う取組への情報提供、助言等の支援を行う。</li> <li>・合理的配慮を的確に実施するため、必要な環境の整備に努める。</li> </ul>
市町村等との連携	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県は障がい等に関する施策の策定及び実施に当たり、市町村等と連携。</li> <li>・県は市町村が実施する施策への情報提供、助言等の支援を行う。</li> </ul>

県民等の役割	<ul style="list-style-type: none"> <li>・多様な機会を通じ、障がい等に対する理解を深めるよう努める。</li> <li>・県、市町村が実施する障がい等に関する施策に協力するよう努める。</li> <li>・障がいのある人は必要な支援を可能な範囲で周囲に伝えるよう努める。</li> </ul>
事業者の役割	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障がい等に対する理解を深めるとともに、県、市町村が実施する障がい等に関する施策に協力するよう努める。</li> </ul>

## 5 障がいを理由とする差別の禁止等

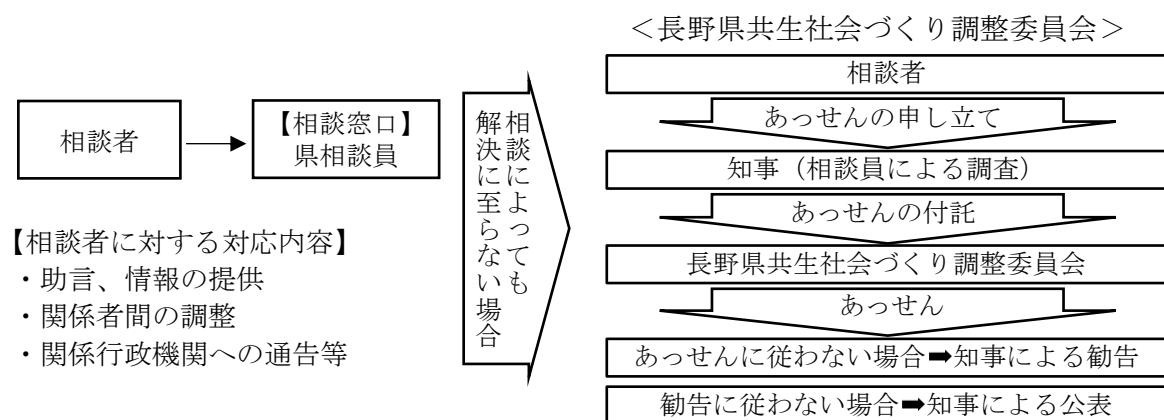
- (1) 何人も、障がいを理由として、差別することその他の権利利益を侵害する行為をしてはならない。
- (2) 県及び事業者は、その事務又は事業を実施するに当たり、不当な差別的取扱いをしてはならない。やむを得ず、必要な制限を加える場合等は、その理由を説明し、理解を得るよう努めなければならない。
- (3) 県及び事業者は、その事務又は事業を実施するに当たり、障がいのある人から社会的障壁の除去を必要としている旨の意思表明があった場合、実施に伴う負担が過重でないときは、合理的配慮を行わなければならない。負担が過重であることにより実施できないときは、その理由を説明し、理解を得るよう努めなければならない。

## 6 基本的施策

- |                      |               |
|----------------------|---------------|
| (1) 意思疎通等の手段の利用促進等   | (2) 医療、介護等の支援 |
| (3) 学校教育における学びの場の選択等 | (4) 就業の機会の確保等 |
| (5) 住宅の確保等           | (6) 権利擁護の推進   |
| (8) 文化芸術活動の振興        | (7) スポーツの振興   |
| (10) 選挙等における配慮       | (9) 災害への対応    |
| (11) 人材育成            |               |
- の 11 分野について県の取り組むべき方向を規定。

## 7 障がいを理由とする差別を解消するための体制

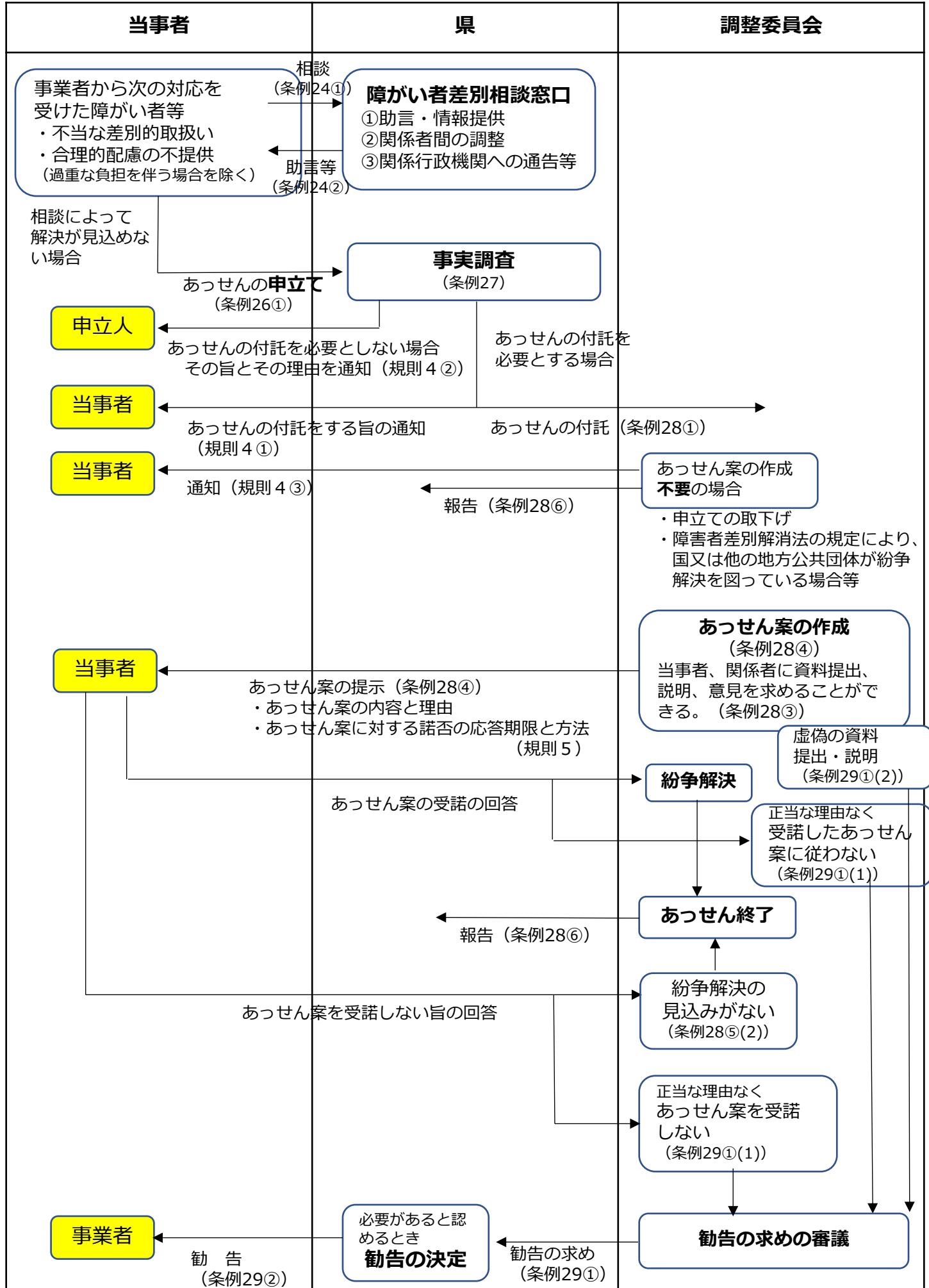
- (1) 県は、障がいを理由とする差別に関する相談に対応する。
- (2) 紛争の解決を図るため、相談者からの申立てに基づく事実の調査、第三者機関（長野県共生社会づくり調整委員会）によるあっせん、勧告及び公表に関する規定を定める。

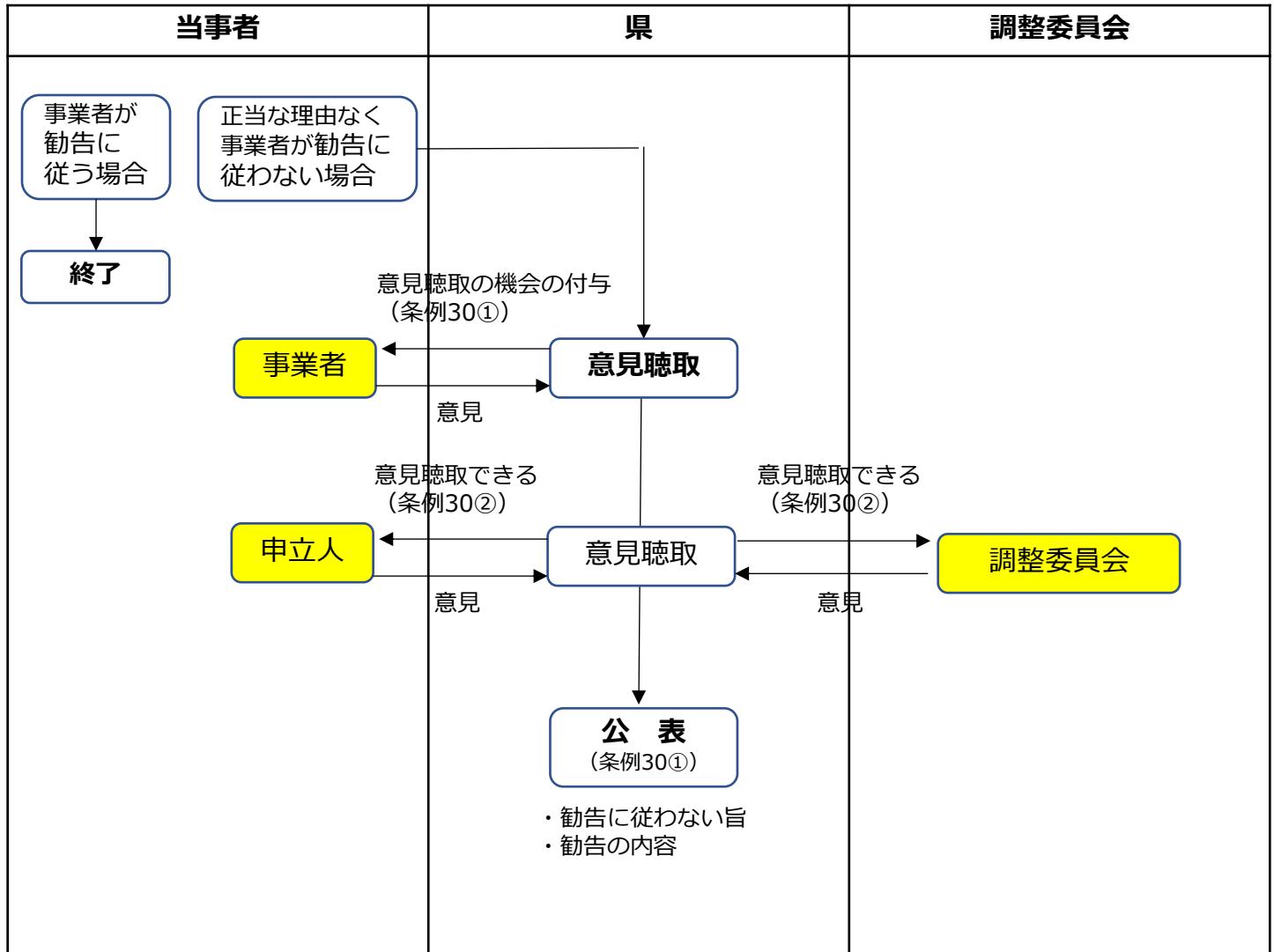


## 8 施行期日

令和4年4月1日（5の(2)及び(3)（事業者に係る部分に限る。）並びに7の(2)については、同年10月1日）

# 障がいを理由とする差別を解消するための体制





## 長野県共生社会づくり調整委員会運営要領

### (趣旨)

第1条 この要領は、障がいのある人もない人も共に生きる長野県づくり条例（令和4年長野県条例第14号。以下「条例」という。）第31条の規定により設置する長野県障がい者共生社会づくり調整委員会（以下「委員会」という。）の運営に関し、条例及び障がいのある人もない人も共に生きる長野県づくり条例施行規則（令和4年長野県規則第26号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (合議体)

第2条 委員会は、委員のうちから委員会が指名する者をもって構成する合議体（以下「合議体」という。）で、付託事案を取り扱うことができる。

- 2 合議体のうち、委員長がその構成に加わるものにあっては、委員長が長となり、その他のものにあっては、委員会の指名する委員が長となる。
- 3 合議体を構成する委員の定数は、委員会が定める。
- 4 合議体は、これを構成する委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。
- 5 合議体の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、長の決するところによる。
- 6 委員会において別段の定めをした場合のほかは、合議体の議決をもって委員会の議決とする。

### (会議)

第3条 委員会及び合議体の会議は、原則として公開しない。

### (除斥)

第4条 委員は、次の各号に該当する場合には、その付託事案について除斥する。

- (1) 委員が付託事案の当事者であるとき。
- (2) 委員が付託事案の当事者の親族又は使用人であるとき若しくはあったとき。
- (3) 委員が付託事案の当事者の代理人であるとき。
- (4) 委員が付託事案の当事者が利用する障がい福祉サービス事業等の従事者であるとき。

### (補則)

第5条 この要領に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は会長が定める。

### 附則

この要領は、令和4年10月24日から施行する。

この要領は、令和6年12月9日から施行する。

長野県共生社会づくり調整委員会の合議体構成について

区分	推薦依頼先	氏名	所属	合議体				
				第1	第2	第3	第4	第5
学識経験者		一般社団法人 日本発達障害ネットワーク 副理事長 上智大学 名誉教授	大塚 晃	○	○	○	○	○
	長野県弁護士会	山本恭子法律事務所 弁護士	山本 恭子	○	○	○	○	○
障がい福祉事業従事者		(株)ジェイハート 代表取締役	池田 純	○	○	○	○	○
障がい者等	長野県視覚障害者福祉協会	長野県視覚障害者福祉協会 理事長	青木 勝久	○				
	長野県精神保健福祉会連合会	特定非営利活動法人長野県精神保健福祉会連合会 監事	飯島 富士雄		○			
	長野県聴覚障害者協会	社会福祉法人長野県聴覚障害者協会 理事 (長野県聴覚障がい者情報センター 所長)	二宮 州子		○			
	長野県身体障害者福祉協会	長野市身体障害者福祉協会 副理事長	丸山 顕			○		
	長野県手をつなぐ育成会	長野県手をつなぐ育成会 副会長 長野市手をつなぐ育成会 会長	丸山 香里					○
事業者	長野県中小企業家同友会	長野県中小企業家同友会	原 勝敏	○				
	長野県経営者協会	長野県経営者協会 副会長 アスター税理士法人 所長	堀越 優世		○			
	長野県商工会議所連合会	長野県商工会議所女性会連合会 顧問	山浦 悅子		○			
	長野県商工会連合会長	長野県商工会女性部連合会 副会長 有限会社若屋商店	若林 安美			○		
	長野県中小企業団体中央会	社会福祉法人廣望会 常務理事	綿貫 好子					○
行政	市長会	安曇野市福祉部障がい者支援課 課長	高橋 恵	○	○	○		○
	町村会	御代田町保健福祉課 課長補佐兼福祉係長	竹内 奈都樹		○	○		
計				6	6	6	6	6

# 「障がいのある人もない人も共に生きる長野県づくり条例」の取組について

障がい者支援課

## 1 条例概要

### (1) 趣 旨

障害者差別解消法の施行を契機として、啓発活動等に取り組んできたが、障がいを理由とする生きづらさを感じる当事者の声が多く寄せられていたことから、相互に人格と個性を尊重し合う共生社会の実現を目指すため条例を制定。

### (2) ポイント

- ア 障がいを理由とする差別の禁止
- イ 国に先駆けて、民間事業者に「合理的配慮の提供」を義務化
- ウ 障がいを理由とする差別に関する相談によっても解決に至らない場合、その紛争の解決を図るため、あっせん等を行う仕組み（共生社会づくり調整委員会）の整備

### (3) 施行日 令和4年4月1日（令和4年10月1日全部施行）

※ (2) イ及びウは令和4年10月1日施行

## 2 取組実績（4～6年度）

### (1) 相談窓口における対応（R4～6）

相談内容		R 4		R 5		R 6	
相談件数		204 件		206 件		151 件	
内 訳	不当な差別的取扱い	12 件	5.9%	12 件	5.8%	11 件	7.3%
	合理的配慮の提供	19 件	9.3%	7 件	3.4%	1 件	0.7%
	制度説明	15 件	7.4%	13 件	6.3%	1 件	0.7%
	その他*	158 件	77.4%	174 件	84.5%	138 件	91.4%

\* 生活上の悩みや不満、話を聞いてほしい等

### (2) 広報・啓発

#### ア 広報媒体の活用

##### (7) 条例周知チラシ・パンフレットの配布（R4～6）

##### (イ) ラジオ番組での周知（R4、R6）

##### (ウ) YouTube 広告動画の制作・配信（R4）

##### (エ) テレビ番組、CM、動画の制作・放映（R6）

- ・ ミニ番組（3分×6本） 障がいがある人と共に活動又は働いている取組を番組化
- ・ CM（15秒） 共生社会のイメージをテレビや長野駅前大型ビジョンで放映
- ・ 動画（約1分×9本） 社会的障壁や合理的配慮の提供等



#### イ 研修等

##### (7) 共生社会づくりフォーラムの開催（R4）

ハイブリッド開催+動画アーカイブ配信

##### (イ) インクルーシブデザインワークショップの開催（R6）

障がい当事者と共に街を歩き、社会にある障壁を発見して

解消するための方法を考えるワークショップ【参加者満足度 93%】



(4) 出前講座の実施 (R4~) 【受講者満足度 96%】

項目	R 4	R 5	R 6
実施回数	23回	29回	21回
受講者数	654人	1,246人	960人

ウ イベント等へのブース出展 (R4~6)

多くの県民が訪れる場所 (テレビ番組イベント、商業施設等) において、社会的障壁の体験等ができるブースを出展 (3年間の参加者 約1,850人)

(体験内容) ブラインド体験 (アイマスクと白杖を使った歩行体験)

車いす試乗、けん引式車いす補助装置の使用体験

障がい者共生社会づくりを学ぶなりえ・クイズ迷路

やさしい日本語クイズ、ボッチャ、競技用車いす試乗など



(3) 民間事業者の合理的配慮の提供義務の理解促進

○ ともいきカンパニー認定制度の運用 (R4.10~)

優れた合理的配慮を提供する県内事業所を認定

認定区分	ともいきホスピタリティ	ともいきワークプレイス
内容	障がい者にやさしいサービスを提供する事業所	障がい者が働きやすい職場環境づくりを行う事業所
認定数 (R7.3末)	631事業所	40事業所



(4) 県組織内部の取組強化

○ 全組織共通目標及び部局目標の設定・実行 (R4~6)

全庁を挙げて障がい者共生社会づくりを率先垂範するため、全組織共通目標・部局目標を設定して取組を推進

(共通目標のR4~5達成状況)

※R 6 実績は調査中

- ・職員研修 (e-ラーニング) 受講率 100% (目標) を達成
- ・障がい者雇用率 法定雇用率 (目標) を達成
- ・障がい者就労施設等からの優先調達 前年度実績以上 (目標) を達成
- ・イベント等の参加申込書に合理的配慮の申出欄を設定等 概ね達成

### 3 今後の取組

(1) 相談窓口における対応

共生社会づくり調整委員会による相談事案に対するご意見を踏まえ、引き続き対応スキルの向上を図る。

(2) 広報・啓発

- ・障がいを理由とする差別や合理的配慮の具体例を分かりやすく情報発信する。
- ・制作した動画等を活用して、分かりやすい研修や出前講座を展開する。

(3) 民間事業者の理解促進

ともいきカンパニーの優れた取組の普及拡大と認定事業所の増加を目指す。

(4) 県組織内部の取組強化

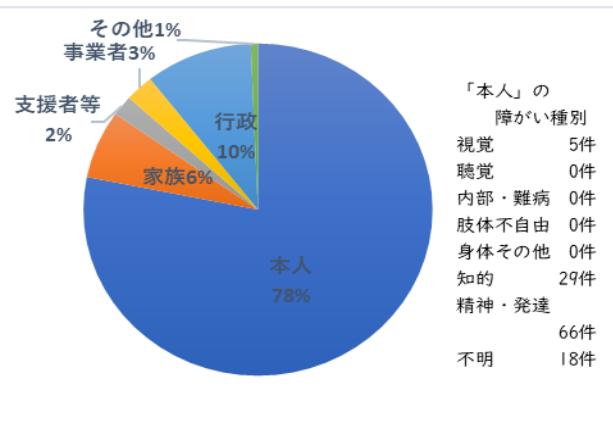
各部局次長で構成する庁内連携会議を推進エンジンとして、引き続き目標達成に取り組む。

## 令和6年度 障がい者差別解消相談窓口対応状況（令和7年3月末）

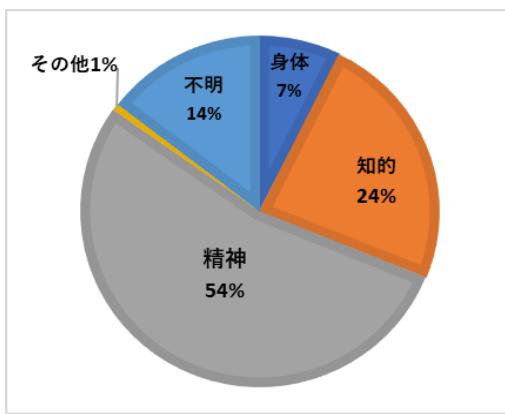
長野県健康福祉部障がい者支援課

I 相談延べ件数 151 件

### (1) 相談者区分



### (2) 相談の対象となる障がい者の障がい種別

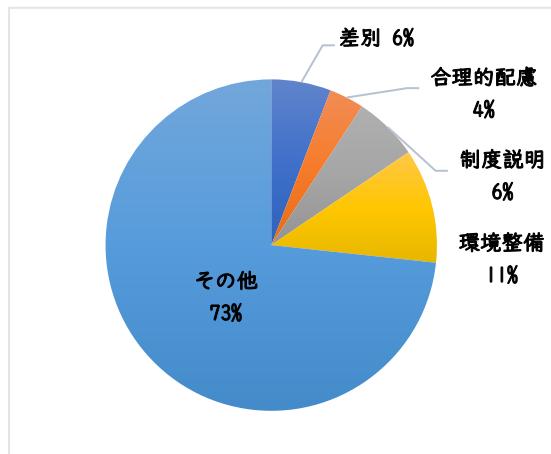


本人	118 件	78%
家族	10 件	6%
支援者等の関係者	3 件	2%
民間事業者	4 件	3%
行政機関	15 件	10%
その他	1 件	1%
合計	151 件	100%

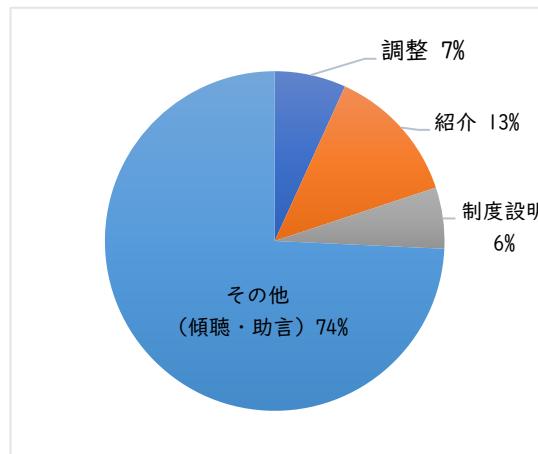
身体	11 件	7%
知的	36 件	24%
精神（発達障がい含む）	86 件	54%
その他（難病、内部疾患等）	1 件	1%
不明	22 件	14%
合計	151 件	100%

○ 相談は障がいのある人本人から寄せられる場合が 70% を超えた。事業者からの相談は 3 % であった。家族等からの相談を含めて、相談の対象となる障がい者の障がい種別は、精神障がいのある人が 54% と多く、次いで知的障がいが 24% であった。

### (3) 相談内容の区分



### (4) 対応結果 ※中心となる対応方法に計上

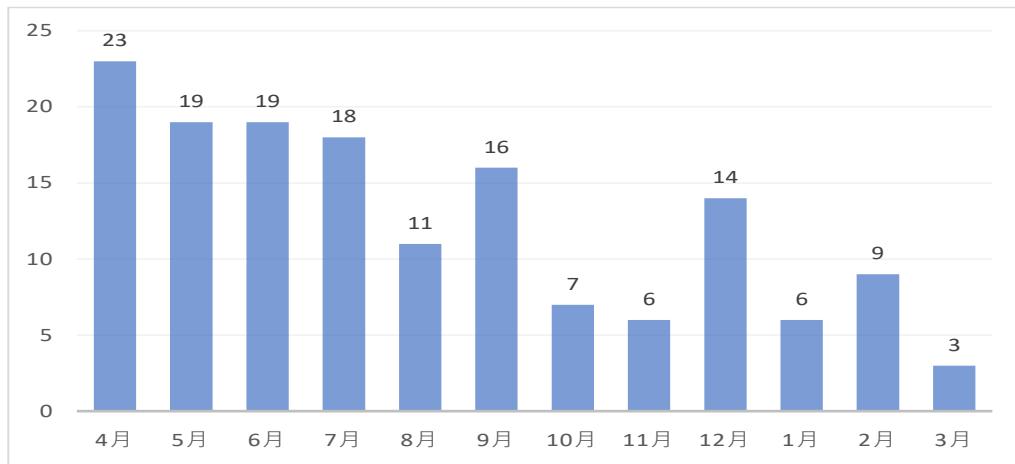


不当な差別的取扱い	11 件	7%
合理的配慮の提供	1 件	1%
制度説明	1 件	1%
環境整備	1 件	1%
その他	137 件	90%
合計	151 件	100%

調整等の実施	31 件	20%
他機関（窓口等）紹介	9 件	6%
制度説明	6 件	4%
調査継続	0 件	0%
その他（傾聴・助言等）	105 件	70%
合計	151 件	100%

- 相談内容としては、不当な差別的取扱いについての相談が7%、合理的配慮の提供についての相談は1%であった。その他が90%件と一番多い結果になった。

#### (5) 月別相談延べ件数



- 相談件数としては、年度初めの4月から7月についての相談が全体の52%を占める結果となった。